

7. 再任用・臨時的任用職員の共済制度等適用表

再任用制度等は、各教育委員会や職種によって勤務形態が異なります。ここでは、代表的な勤務時間を例に図示しています。

〈令和4年4月時点〉(注)

勤務形態 保険等		再任用職員				臨時的 任用職員
		フルタイム勤務	短時間勤務			
		38時間45分 (週5日)	31時間 (週4日)	23時間15分 (週3、4日)	19時間30分 (週3～5日)	38時間45分 (週5日)
健康 保険	共済健康保険 (共済組合)	◎ (現在の組合員証)	×	×	▲ (任意継続組合員証)	◎ (現在の組合員証※1)
	社会保険 (全国健康保険協会)	×	○ (※2)	○ (※2)	×	×
	国民健康保険 (市町村)	×	×	×	▲ (国民健康保険証)	×
年金 制度	第3号厚生年金 (共済組合)	◎ (※3)	×	×	×	◎ (※3)
	第1号厚生年金 (日本年金機構)	×	○ (※3)	○ (※3)	×	×
雇用保険		○	○	○	×	△ (※8)
共 済 制 度	貸付制度	(※4)	×	×	(※5)	(※4)
	掛金 (短期・介護・長期)	◎ (給料から控除)	×	×	(※6)	◎ (給料から控除)
	短期給付・ 福祉事業	◎	×	×	(※7)	◎

◎：継続加入(対象) ○：加入(対象) ×：非加入(対象外)
▲：選択制(共済組合の任意継続 または 国民健康保険) △：場合により加入(対象)

- (※1) 任命権者が異なる場合等、新たな組合員証の交付を受けるための手続きが必要となる場合があります。
- (※2) 全国健康保険協会(協会けんぽ)が交付する保険証に替わります。
(公立学校共済組合員証は返納してください。)
- (※3) 給与所得による支給調整があります。(P.39～42参照)
- (※4) 特別貸付・高額医療貸付・出産貸付を利用できます。なお、現在償還中の貸付を引き継ぐことはできません。退職手当等で全額償還ください。(P.67参照)
- (※5) (※6) (※7) に関しては、任意継続組合員(P.55参照)となった場合の説明です。
- (※5) 高額医療貸付及び出産貸付を利用できます。
- (※6) 掛金についてはP.58を参照してください。
- (※7) 短期給付については、休業給付を除き、現職時と同様の給付を受けることができます。(P.63参照)
任意継続組合員が利用できる福祉事業はP.62を参照してください。
- (※8) 任用期間が31日以上6か月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない者については加入。

(注) 上表の内容は、令和4年4月時点の制度に基づいています。
令和4年10月からの被用者保険制度(厚生年金・健康保険)の改正により一部変更予定です。(P47(3)参照)